

京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成19年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の職員(以下「職員」という。)の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員に支給する給与の額及び支給方法については、この条例及びこの条例に基づき別に定めることとされている事項のほかは京都府の職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「府給与条例」という。)の例によるものとする。ただし、地方自治法第252条の17の規定により派遣された職員で、派遣をした普通地方公共団体から給与の支給を受けている者については、この条例に基づきいかなる給与も支給しない。

(給料表等)

第3条 給料表は、府給与条例に定める行政職給料表のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(職員の職務の級の決定及び初任給の基準等)

第4条 広域連合長は、第2条ただし書きに規定する職員以外の職員の職務を、別に定める基準に従い、第3条第1項の給料表に掲げる職務のいずれかに決定し、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

(補則)

第5条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項については、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。